

(仮称) 衣浦ポートアイランド第Ⅱ期整備事業の概要等

1 計画概要

(1) 目的

愛知県内では、これまでに4か所の公共関与の最終処分場が整備されてきたが、名古屋港南5区廃棄物最終処分場及び衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場は埋立てを終了しており、現在供用中の衣浦港3号地廃棄物最終処分場及び御船産業廃棄物最終処分場は埋立計画期間の終了年度まで計画的に廃棄物の受入れができるよう搬入抑制策を講じている状況である。既設の公共関与の最終処分場の埋立てが終了した場合、県内の廃棄物の最終処分が極めて困難な状況となることから、新たな公共関与の最終処分場の確保が必要である。

また、県内の港湾では、港湾機能の強化や維持のための航路及び泊地浚渫が継続的に求められており、発生する浚渫土砂を安定的に受け入れるための処分場の確保が必要である。

以上のことから、本事業は、廃棄物の最終処分場及び浚渫土砂の処分場を設けることにより、県域における安定的な廃棄物処理の確保や、県内の港湾における港湾機能の強化や維持を図ることを目的とするものである。

(2) 事業予定者

愛知県

(3) 事業実施想定区域の位置

衣浦港外港地区（碧南市港南町地先）

(4) 事業規模

公有水面の埋立区域の面積約 65 ヘクタール

うち廃棄物の埋立処分場所の面積約 36 ヘクタール

2 手続根拠法令

環境影響評価法（平成9年法律第81号）

3 経緯

2025年12月10日 配慮書の公表・縦覧（～2026年1月23日）、県への送付

12月16日 審査会の開催（諮問）

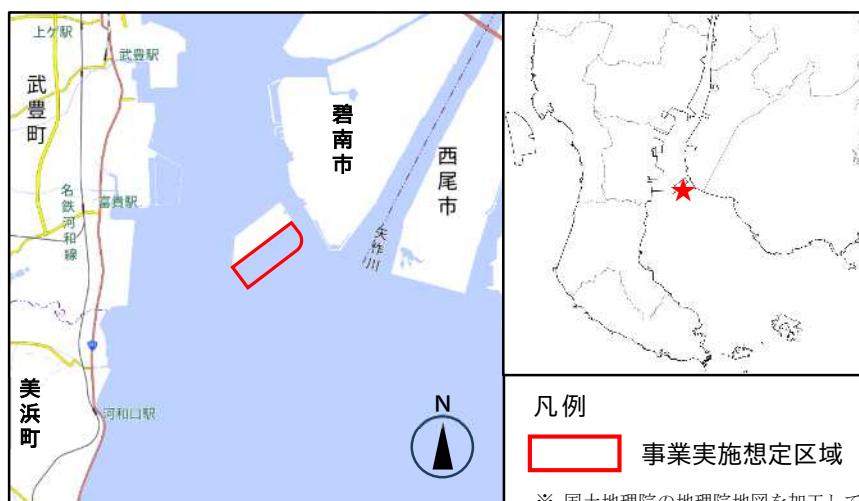
2026年2月16日 衣浦ポートアイランド部会

4 今後の対応

知事は、審査会の答申を踏まえ、計画段階環境配慮書について環境の保全の見地からの意見を事業予定者に通知する。

この知事意見の通知は、事業予定者からの意見聴取の求めに応じて2026年3月10日までに行う。

5 事業実施想定区域の位置



(仮称) 衣浦ポートアイランド第Ⅱ期整備事業に係る環境影響評価の手続の流れ

